

柏崎市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 柏崎市新庁舎建設整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、新庁舎に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行うため、柏崎市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、新庁舎建設に必要な機能等に関する事項について検討及び協議を行い、基本計画案を市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 公募による者

3 前項に掲げる委員の選任に関する事項は、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委任の日から平成28年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会議録の公開)

第7条 委員長は会議録を作成し、各委員の承認を受けるものとする。

2 会議録は、公開する。ただし、委員長は委員会に諮り、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、公開しないことができる。

(謝礼及び実費弁償)

第8条 委員への謝礼及び実費弁償については、予算の範囲内で別に定めるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総合企画部新庁舎整備室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第6条1項の規定にかかわらず、市長が招集する。